

第5次嘉手納町総合計画後期基本計画 嘉手納町デジタル田園都市構想 総合戦略

ひと、みらい治軍く交流のまちかでな

沖縄県嘉手納町









第5次嘉手納町総合計画

後期基本計画

ひと、みらい治軍く交流のまちかでな

第5次総合計画後期基本計画及び デジタル田園都市構想総合戦略の策定にあたって

本町では、令和10年までを計画期間とする「第5次総合計画」を令和元年度に策定し、まちの将来像として掲げた「ひと、みらい輝く交流のまちかでな」の実現に向けたまちづくりを進め、様々な施策に取り組んでまいりました。

しかしこの間、新型コロナウイルスが感染拡大し、まちづくりの各種施策の実施に大きな影響を及ぼすとともに、少子高齢化と人口減少がさらに進む状況となりました。また、デジタル化の急速な進展により、社会情勢も大きく変化しています。加えて、物価の高騰など国際情勢の変化による影響も深刻な状況であり、町民の生活や企業活動、行政運営などに大きな影響を及ぼしています。

このような状況の中、将来にわたって福祉や教育、産業などの行政サービスを維持し、更に充実していくためには、子育て世代を中心とした若い世代が町に定住し、人口の年齢構成のバランスを図っていく必要があります。また本格的な情報化社会を見据え、町民の利便性をより高めるためのデジタルトランスフォーメーション(DX)が求められています。

これら日々、目まぐるしく変化する社会情勢を的確に捉え、様々な課題に対応するため「第5次総合計画後期基本計画」を策定いたしました。本計画においては、課題の本質を捉えた施策を展開し、多くの皆様が住みたい、住み続けたいと思うまちの実現を目指すこととしております。また本計画から、人口減少対策および地域活性化への対応を効果的かつ迅速に進めるため「デジタル田園都市構想総合戦略」を一体的に策定しております。

町民の皆様との協働のもと、本計画を着実に推進し、目指す将来像の実現に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たりまして、町民アンケートやパブリックコメント並びに嘉手納町総合戦略推進会議委員の皆様など様々な機会を通じ、貴重なご意見やご提案をいただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

^{令和6年4月1日} **嘉手納町長 當山 宏**



目 次

序論

第1章 総合計画策定について	2
1 計画策定の背景と意義、役割	2
(1) 計画策定の背景と意義	2
(2) 計画の役割	2
2 計画期間の構成と推進に向けて	3
(1) 計画期間の構成	3
(2) 計画の推進に向けて	4
3 総合計画(基本計画)と総合戦略の一本化	4
4 嘉手納町の概要	5
(1) 位置・地勢	5
(2) 沿革	5
公立 日本然ウにおける甘土ま す	
第2章 計画策定における基本事項	7
1 時代の潮流	7
1 時代の潮流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	,
- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	7
(1) 人□動向	···· 7 ···· 7
(1) 人□動向 ····································	7 7 8
(1) 人□動向	···· 7 ···· 7 ···· 8 ···· 8
(1) 人□動向 ····································	7 8 8 9
 (1) 人□動向	7 8 8 9
 (1) 人□動向	7 8 8 9 . 10 . 10
 (1) 人□動向	7 8 8 9 . 10 . 11
 (1) 人口動向 (2) 少子高齢化・人口減少社会の進展 (3) 健康・福祉・子育て環境の充実 (4) 教育・文化の振興 (5) 安全・安心な住環境の構築 (6) 誰もが住みやすい都市形成及び環境問題への取組 (7) 産業・就業構造の変化 (8) 地方分権と協働による健全な行財政運営 	7 8 9 10 10 11
 (1) 人口動向 (2) 少子高齢化・人口減少社会の進展 (3) 健康・福祉・子育て環境の充実 (4) 教育・文化の振興 (5) 安全・安心な住環境の構築 (6) 誰もが住みやすい都市形成及び環境問題への取組 (7) 産業・就業構造の変化 (8) 地方分権と協働による健全な行財政運営 (9) 基地問題等 	7 8 9 . 10 . 10 . 11 . 12 . 13
 (1) 人口動向 (2) 少子高齢化・人口減少社会の進展 (3) 健康・福祉・子育て環境の充実 (4) 教育・文化の振興 (5) 安全・安心な住環境の構築 (6) 誰もが住みやすい都市形成及び環境問題への取組 (7) 産業・就業構造の変化 (8) 地方分権と協働による健全な行財政運営 (9) 基地問題等 2 SDGsの推進 	7 8 9 10 11 12 13 14
(1) 人□動向 (2) 少子高齢化・人□減少社会の進展 (3) 健康・福祉・子育て環境の充実 (4) 教育・文化の振興 (5) 安全・安心な住環境の構築 (6) 誰もが住みやすい都市形成及び環境問題への取組 (7) 産業・就業構造の変化 (8) 地方分権と協働による健全な行財政運営 (9) 基地問題等 (9) 基地問題等 (2 SDGsの推進 (3 まちづくりに対するニーズ・(4) からないでは、(5) を対している。 (6) はまる健全な行財政運営 (7) を表しいる。 (7) を表しいる。 (8) 地方分権と協働による健全な行財政運営 (9) 基地問題等 (9) 基地問題等 (9) まちづくりに対するニーズ・(9) まちづくりに対するニーズ・(9) まちづくりに対するニーズ・(1) に対するニーズ・(1) に対するに対するに対するニーズ・(1) に対するニーズ・(1) に対するニーズ・(1) に対するに対するに対するに対するに対するに対するに対するに対するに対するに対する	7 8 9 10 11 12 13 14 21

	(3) 健康・福祉・子育て環境の充実【現状】	23
	(4) 教育・文化の振興	24
	(5) 安全・安心な住環境の構築	25
	(6) 誰もが住みやすい都市形成及び環境問題への取組	25
	(7) 産業・就業構造の変化	26
	(8) 地方分権と協働による健全な行財政運営	27
	(9) 基地問題等	28
9	第1章 嘉手納町の目指す姿	32
1	将来像と基本理念	32
基本構想	(1) 将来像	32
	(2) 基本理念	32
	2 基本目標	33
	(1) 生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかな	
	まちづくり(保健・医療・福祉・子育て)	34
	(2) 地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける	
	魅力ある人づくり(教育・文化)	35
	(3) 安全・安心で住みよいまちづくり(建設・環境)	36
	(4) 活力に満ちた賑わいのあるまちづくり (産業)	38
	(5) 皆でとりくむ協働のまちづくり(行財政運営)	39
3	3 人口ビジョン	40
	第2章 土地利用構想	41
	第1章 後期基本計画について	44
後期		44
基本計画 2	2 計画の期間	44
3	3 後期基本計画の構成	44

	第2章 リーディングプランと 施策体系、土地利用計画
	1 リーディングプラン45
	2 施策体系48
	3 土地利用計画 50
	(1) 現況と課題 50
	(2) 土地利用の方針
	第3章 基本目標別計画 55
	第1章 基本的な考え方 162
総合戦略	1 地方版創生総合戦略策定の趣旨 ····································
	国・県の総合戦略との関係
	3 嘉手納町人口ビジョンと総合戦略の位置づけ 165
	第2章 嘉手納町人口ビジョン 166
	1 嘉手納町人口ビジョンについて
	2 嘉手納町人□ビジョンの対象期間 16€
	3 人口の現状及び分析
	(1) 男女別人口・世帯数の推移
	(2) 年齢(5歳階級)・男女別人□の推移170
	(3) 総人□・年齢別3区分人□の推移178
	(4) 家族類型別世帯数の推移
	(5) 区別人口の推移
	(6) 人□動態186
	(7) 合計特殊出生率の推移
	(8) 産業別就業者数の推移
	(9) 男女別・産業大分類別人口

,	10) 年齢階級別産業人口 ······· 11) 従業者数及び事業所数の推移 ·····	
4	嘉手納町人口ビジョンの考え方	
5	総合戦略との関連性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6		
_	嘉手納町人口ビジョン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7		209
第	3章 嘉手納町デジタル 四男邦吉掛相総合戦略	210
	田園都市構想総合戦略	
1	嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略	
	について	210
2	嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略の	
	計画期間	211
3	総合計画との関係	211
4	戦略の構成	211
5	人口ビジョンを踏まえた課題と今後の方向性	212
6	デジタルの力を活用した主な施策	213
7	嘉手納町におけるデジタルの方針	215
8	基本目標及び具体的な施策の展開	216
9	各種施策の客観的な効果の検証	245
(1) 地域との連携	245
(2) PDCAサイクルの構築 ······	245
(3) PDCAサイクルの実施と戦略の見直し・改善	245
1	策定の経緯	248
2	策定の体制	
3	第5次嘉手納町総合計画策定に関する条例・規則	
4	嘉手納町まちづくり町民会議	
5	第5次嘉手納町総合計画策定審議会	
6	用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7	令和4年度町民アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
/	コポリサナ反則レンノノート	Z/U



1	策定までの経緯······	282
2	委員名簿	283
3	嘉手納町総合戦略推進会議設置要綱	284
4	嘉手納町総合戦略庁内検討委員会設置要綱	285

序論

第1章 総合計画策定について

第2章 計画策定における基本事項

第1章 総合計画策定について

1 計画策定の背景と意義、役割

(1) 計画策定の背景と意義

嘉手納町(以下、「本町」という。)では、これまで第1次、第2次の総合計画における将来像を「安らぎと生き甲斐にみちたまち、嘉手納」として、町勢発展のため、まちづくりに努めてきました。第3次、第4次総合計画では「ひと、みらい輝く交流のまちかでな」を将来像として、施設整備や生活環境の向上に努めてきました。

近年においては、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来や、地方分権の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大、デジタル技術の浸透・進展など、まちづくりを取り巻く社会情勢は大きく変化しており、様々な形で地域振興に大きな影響をおよぼすことが予想されています。このような社会情勢の変化に、適切で柔軟に対応していくためには、本町が目指す将来像や方向性を明確にし、必要な施策を効果的に推進していく必要があります。

第5次総合計画においては、第3次及び第4次総合計画で掲げた将来像の実現を目指して鋭意取り組み、着実に築き上げた礎を活かし、引き続き「ひと、みらい輝く交流のまちかでな」を将来像として掲げ、これまでのまちづくりを更に継続発展させ、福祉や教育、住生活の向上や産業振興など、町民と協働し、より良い暮らしを実感できる施策を展開する必要があります。

(2)計画の役割

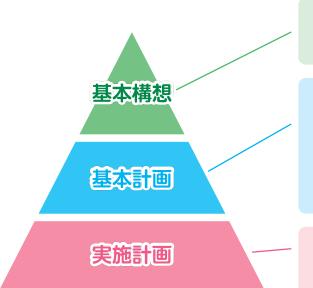
第5次嘉手納町総合計画は、将来像である「ひと、みらい輝く交流のまちかでな」の実現に向けて長期的・総合的な方向性や取組を示す、本町の行政計画の最上位となる計画です。

令和元年度から令和5年度までを計画期間とした前期基本計画が終了を迎えたため、これらの 取組を引き継ぎつつ、最新の本町の特性や課題、社会の動き、町民の二一ズ等を踏まえて、本町 の理想的なまちづくりの実現を図るため「第5次嘉手納町総合計画後期基本計画」を新たに策定 します。

2 計画期間の構成と推進に向けて

(1) 計画期間の構成

第5次嘉手納町総合計画は「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」から構成されます。基本構想は10年間を計画期間としています。基本計画は5年を計画期間とした前期計画と後期計画からなります。基本計画で定めた施策について具体的な事業を示した「実施計画」を毎年度策定します。それぞれの役割と計画期間は次のとおりです。



基本構想は、本町のまちづくりの将来像・基本理念・基本目標を定めた10年間の指針です。

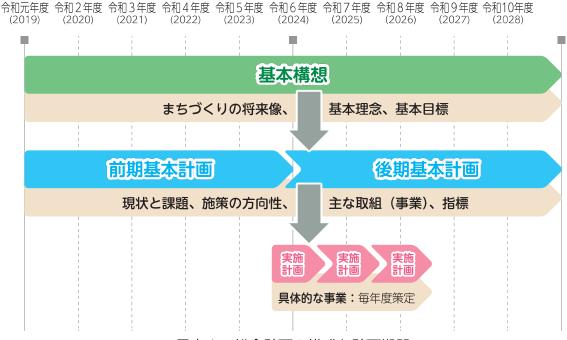
【計画期間】 令和元年度(2019)~令和10年度(2028)

基本計画は、基本構想において設定された将来の目標などを 実現するための分野ごとの方針や主要な施策、それらを合理 的に推進するための行政内部の管理方針を体系的に示した計 画です。

【計画期間】

前期: 令和元年度(2019)~ 令和 5年度(2023)後期: 令和6年度(2024)~ 令和10年度(2028)

実施計画は、基本計画で定めた施策について、行財政などに 配慮しつつ具体的な事業を示した計画です。計画期間は3年 間ですが、毎年度事業の評価などを行い、予算編成と関連し た見直しを行います。



図表1 総合計画の構成と計画期間

(2)計画の推進に向けて

まちづくりについては、総合計画の内容を熟知するとともに、それを基に策定された施策ごとの目標達成に向けて進捗管理と行政評価*1を行い、有効性を高めるための改善や見直しを柔軟に行う必要があります。また、それらの内容を町民へ周知し、透明性を高めるとともに、協働体制を強化していく必要があります。

本町では、後期基本計画の策定に向けて、令和5年度より行政評価を実施しており、本評価を 通じて、基本計画に掲げる施策・事業の進捗状況を的確に把握するとともに、事業の検証・評価 を実施し、適切な進捗管理に努めます。

3 総合計画(基本計画)と総合戦略の一本化

本町では、令和元年度に令和3年度を目標とする、地方版総合戦略「第2期嘉手納町まち・ひと・ しごと創生総合戦略」を策定しました。「第2期嘉手納町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、 少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけること等を目的に、嘉手納町人口 ビジョンの将来展望を踏まえ、目標や施策の基本的方向、具体的な施策等を示す計画です。

第5次嘉手納町総合計画は、本町における喫緊の課題として「人口減少」と「少子高齢化社会の進展」をあげており、第5次嘉手納町総合計画の将来像「ひと、みらい輝く交流のまちかでな」は、それらの課題を踏まえて定めています。

「人口減少」と「少子高齢化社会の進展」へ対応する計画であるという点で、両者の目的は一致しています。そのため、総合計画と総合戦略のそれぞれにおいて設定される課題は共通するものが多く、両計画は一体的に推進する必要があるとともに、進行管理を一本化することで事務の効率化が見込めます。

また、国の「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(令和5年12月版)」において、総合計画を見直す際に、見直し後の計画において地方創生という目的が明確であり、目標や重要業績評価指標(KPI)が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容も備えているような場合には、総合計画と地方版総合戦略を一つのものとして策定することは可能とされています。

これらの理由から「第5次嘉手納町総合計画後期基本計画」と「嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略」を策定するにあたり、本町は、総合計画と総合戦略を一本化することとします。

^{※1} 行政評価:行政活動の目的を明確にし、加えて成果目標を設定し、その活動に対して投入された予算や人件費、成果物等を総括的に勘案しながら評価を行い、その評価結果に基づく改善を次年度以降の行政活動の企画・立案に反映させていく仕組み。

4 嘉手納町の概要

(1)位置・地勢

本町は、沖縄本島の中部に位置し、東シナ海に面する海岸線沿いにあって、県都の那覇市から北へ約23kmの地点に位置しています。北は比謝川を境に読谷村、南東部は嘉手納飛行場内で北谷町、沖縄市と境界を接しています。

面積は、15.12k㎡で南北に約8km、東西においては、北の方で約2km、南の端では約5kmの南北に細長い逆L字型になっています。町域を流れる比謝川は、沖縄市に源を発し、東シナ海へ注ぐ本島最大の流域面積を有する河川であり、流水量も豊富で2級河川の指定を受けています。



(2) 沿革

戦前の本町は旧北谷村の一行政区域であり、字嘉手納を除くと純農村でした。しかしながら、 沖縄本島の中部という立地条件に恵まれていたため、交通の要衝として県営鉄道嘉手納線の終点 にもなっていました。

また、沖縄県立農林学校をはじめ、沖縄青年師範学校、嘉手納警察署、沖縄製糖株式会社嘉手納工場等が所在し、中頭郡における経済、文化、教育の中心地として役割を果たしていました。

さらに、沖縄八景に数えられた水量豊富で風光明媚な比謝川には、県下各地から家畜を積んだ 汽帆船が比謝橋付近まで出入りし、中頭郡における家畜の一大集散地として賑わい、人と自然と 産業の調和のとれたまちとして発展を遂げてきました。しかし、第二次大戦において住家をはじ め一木一草に至るまで焼き尽くされ、まちは文字通り灰燼に帰し、昭和20年の終戦を迎えること となりました。

戦後は、米軍嘉手納飛行場の建設により北谷村は分断され、飛行場内の部分的通行も禁止となったため、住民の日常生活や行財政運営にも著しく支障をきたし、昭和23年12月4日を期して、人口約3,800人をもって北谷村から分村し「嘉手納村」としての第一歩を踏み出すこととなりました。

分村間もない昭和25年には、朝鮮戦争の勃発によって、米軍は嘉手納飛行場を「極東最大の空軍基地」として逐次整備拡張し、その都度、宅地や農地が軍用地に姿を変えていき、狭小な住宅地域を一層狭め、住民は残された僅かな地域で窮屈な生活を強いられてきました。

また、住宅地域が同飛行場に近接していることから、昼夜を問わず発生する爆音、飛行機墜落 事故、燃料流出、井戸汚染、あるいはB-52戦略爆撃機の飛来など、幾多の基地被害を被り、その ため「基地のまち」というイメージが強く、嘉手納は「沖縄の縮図」といわれてきました。

一方、戦後の混乱期は、産業皆無の状態であり、必然的に基地依存の生活に頼らざるを得ず、 そこに就業の場を求めて人口と各種事業所が急増し、村の様相も次第に都市的形態を整えるよう になってきました。

こうした都市的形態に応じた新しい時代の新しいまちづくりを目指し、一層の発展向上を図るため、昭和51年1月1日を期し「嘉手納村」から「嘉手納町」へと移行し、県下で7番目の「町」としてスタートし、今日に至っています。

平成20年3月には、広大な米軍基地の所在による閉塞感を緩和し、町の活性化の促進を目的とした沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業により、総事業費218億円余をかけたタウンセンター開発事業、マルチメディア関連企業誘致事業、総合再生事業を実施しました。近年では、ハード事業の成果を町民に還元し、人々が潤い、喜びと希望を持って暮らしていけるようなソフト事業にシフトした施策を新たに展開し、後期高齢者に対する保険料の一部助成や妊婦健康診査の公費助成、ひとり親家庭などへの支援、医療から介護への切れ目のない支援など、これまで以上に保健・医療・福祉に取り組んでいます。

また、安心して子育でに取り組める環境の充実を目的として認可保育所の開園など待機児童の解消に向けた取組や医療費・給食費の無料化の実現、予防接種費用の助成なども実施しています。

教育では、幼保・幼小連携や独自の小中一貫教育を推進し、本町教育の充実と発展に尽力しています。加えて、児童・生徒の学力向上と安定した学びの場を提供するため、各種サポーターの配置やデジタル教材などのICT*1機器を活用した教育を展開しています。文化振興では、かでな文化センターのバリアフリー化や音楽によるまちづくりの推進、文化協会や関係団体と連携を図り文化発表の場を増やすよう努め、文化振興による地域活性化に取り組んでいます。

その他にも定住促進に向けた施策を推進するほか、老朽化した公共施設の再整備、資源循環型 社会*2の構築の推進に取り組んでいます。

^{※1} ICT:ICT(Information and Communication Technology)は「情報通信技術」の略。

^{※2} 循環型社会: 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

第2章 計画策定における基本事項

1 時代の潮流

(1)人口動向

国立社会保障・人口問題研究所が令和5年4月に公表した「日本の将来推計人口(令和5年推計)」 (出生中位(死亡中位))によると、我が国の総人口は長期の減少過程に入っており、令和13年に 人口1億2,000万人を下回った後も減少を続け、令和38年には1億人を割って9,965万人となり、 令和52年には8.700万人になるとなど、人口減少が将来にわたって続くと推計されています。

(2) 少子高齢化・人口減少社会の進展

我が国では、世界に類を見ない急速なペースで人口減少・少子高齢化が進行しており、生産年齢人口*1の減少が、我が国の経済成長の制約になることが懸念されています。

65歳以上人口は、昭和25年には総人口の5%に満たなかったですが、平成6年には14%を超えました。高齢化率はその後も上昇を続け、令和4年には29.0%に達しています。総人口が減少する中で65歳以上の者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和19年には33.3%となり、国民の3人に1人が65歳以上の者となると見込まれています。令和25年以降は65歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、令和52年には38.7%に達して、国民の2.6人に1人が65歳以上の者となる社会が到来すると推計されています。

15~64歳人口は平成7年に8,716万人でピークを迎え、その後減少に転じ、令和4年には7,421万人と総人口の59.4%となっています。

少子化についても、女性の就業機会の向上などライフスタイルの変化や非婚化、晩婚化に伴う 出生数の減少により進んでいます。令和4年の出生数は77万759人で、統計開始以来最少の数字 となり、合計特殊出生率は1.26と過去最低となっています。

人口が減少する中で、国は、東京圏への人口の過度の一極型を是正し、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、地方創生の取組を進めていますが、東京圏と地方との転出入均衡達成目標はいまだ達成できておらず、地方の過疎化や地域産業の衰退等が大きな課題となっています。急激な人口減少社会に対応するため、新たにデジタル行財政改革として、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現することが必要とされています。

(3)健康・福祉・子育て環境の充実

「団塊の世代」の全員が75歳以上となる令和7年には、高齢化は更に進行し、およそ5.6人に1人が75歳以上高齢者となり、認知症の高齢者の割合や、世帯主が高齢者の単独世帯・夫婦のみの世帯の割合が増加していくと推計されています。

このような社会構造の変化や高齢者のニーズに応えるために、令和7年を目途に「地域包括ケアシステム*1」の構築が目指されています。

さらに、その先の年頃を見通すと、いわゆる団塊ジュニア世代の全員が65歳以上となることに加え、85歳以上人口が急増し、認知機能が低下した高齢者や要介護高齢者がさらに増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。(2040年問題)

沖縄県の人口は増加基調にあるものの、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年推計によると、県の65歳以上人口の割合(高齢化率)は、平成27年の19.7%(全国26.6%)から令和12年には26.2%(全国31.2%)へと、全国を上回るペースで上昇することが見込まれており、全国と同様の問題が発生すると考えられます。

今後は、加齢に伴う心身機能や認知機能の低下を予防し、健康寿命の延伸を実現するため、高齢者の社会参加活動を促進する取組等をより一層推進していく必要があります。

また、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てが孤立化することにより、その負担感が増大しています。とりわけ、全国で3歳未満のこどもを持つ女性の約6~7割は家庭で育児をしており、社会からの孤立感や疎外感を持つ者も少なくありません。各地方公共団体の特性に応じたきめ細かな支援による保育の受け皿確保、それに伴い必要となる保育人材の確保・処遇改善、保育所等のICT化により、保育の質の向上を図る必要があります。

(4)教育・文化の振興

令和22年以降の社会を見据えたとき、現時点で予測される社会の課題や変化に対応して人材を 育成するという視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点の双 方が必要となります。社会の現状や変化を踏まえて令和22年以降の社会を展望したとき、教育こ そが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、人間中心の社会を支えるシステムとな る時代が到来していると言えます。将来の予測が困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな 人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっています。

将来を見越した地域活性化のためには、その基盤となる子供たちの教育の質を、教育DX(デジタル・トランスフォーメーション)を通じて全国どこでも向上させることが必要です。このため、学校における1人1台端末環境の持続的な活用やネットワーク環境の改善を進めるとともに、デジタル教科書・教材の活用、校務DXの推進等により、GIGAスクール構想を環境整備から利活用

^{※1} 地域包括ケアシステム:高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送ることができるような地域の包括的な支援・サービス提供体制。

促進の段階に大きく進めていくことが求められています。

また、地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするために、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕しておくことが必要です。国が令和4年6月に閣議決定した「デジタル田園都市国家構想基本方針」においては、デジタル技術を活用し、地域の特性を生かした地域の社会課題の解決・地域の魅力向上が提言される中、公民館や図書館等の社会教育施設は、社会教育の拠点として、自らが果たす役割を明確化することが求められています。

(5) 安全・安心な住環境の構築

近年、気象災害の激甚化・頻発化が目に見える形で進んできており、地球温暖化の進行に伴って、この傾向が続くことが見込まれています。また、今後発生が想定されている南海トラフ地震等の大規模地震や火山噴火への備えも必要です。今後もさらに高まる自然災害リスクと正面から向き合い、将来予測される被害を回避・軽減するために、あらゆる努力を行うことが求められています。災害が激甚化、頻発化する中で、国民の生命・財産を守り、災害の被害に遭う方を、一人でも減らすことは、多くの人が地方で暮らす上で不可欠な要素です。このため、防災・減災、国土強靱化の取組を強化していくことが必要であり、国土強靱化基本計画に「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」が新たに位置付けられたことを踏まえ、デジタル技術を最大限活用するとともに、単なるデジタル技術の活用にとどまらない防災DXの取組を進めることが求められています。

また、地域防災力の向上のためには、住民一人一人による「自助」の取組の促進に加えて「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持って「共助」の防災活動を行うことが重要です。このため、コミュニティにおける自主的な防災活動を支える自主防災組織の育成が進められており、その組織数及び活動カバー率は年々上昇しています。

「地域活動の活性化」、「地域コミュニティ*1と行政の連携」、「事業者と地域住民との連携・共生の促進」が地域防災力の向上につながる重要な鍵となっています。

平成27年以降戦後最少を更新し続けてきた刑法犯の認知件数は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた令和2~3年からの揺り戻しにより増加した可能性が考えられるものの、令和4年に20年ぶりに前年を上回りました。児童虐待に係る事件、配偶者からの暴力事案等、サイバー犯罪、特殊詐欺等は、検挙件数が増加傾向又は高止まり状態にあります。交通事故発生件数及び負傷者数は減少傾向にあり、昭和23年以降で最少であるものの、交通事故死者のうち高齢者が占める割合は、56.4%と依然として高いです。

^{※1} 地域コミュニティ:地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

(6) 誰もが住みやすい都市形成及び環境問題への取組

日本の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化が進むと予想されており、 地域活力の維持とともに、医療・福祉・商業など生活機能を確保し、公共交通と連携して、車を 持たなくても暮らしやすい生活環境を実現することと財政面及び経済面において持続可能な都市 経営を可能とすることが大きな課題となっています。

多様な暮らし方を支える人間中心のまちづくりを実現し、持続可能な都市を形成するために、 立地適正化計画の実効性向上の実効性向上や都市機能の高度化等、コンパクトでゆとりとにぎわ いのあるまちづくりの取組が重要です。そのため、生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠 点に誘導し公共交通で結ぶコンパクト・プラス・ネットワーク*1の深化及び官民の既存ストック の活用による多様な働き方・暮らし方に対応した「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりが推 進されています。

環境問題については、世界的に平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測され、我が国においても平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

この地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、平成27年にパリ協定が採択され、この実現に向けて世界が取組を進めており、120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げています。沖縄県の温室効果ガス*²排出量については、令和13年度までに産業、運輸、民生の各部門の取組による削減効果により、34%減(平成25年度比)になると見込まれます。我が国が目指す令和32年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現に対して、更なる高みに向けた取組が求められています。

また、気候変動による影響は、種の絶滅や生息・生育域の移動、減少、消滅などを引き起こし、生物多様性の損失や生態系サービスの低下につながる可能性があると言われています。沖縄県は、県が有する緑豊かな島々やサンゴ礁が発達した海域、マングローブ林が広がる河口域など、多くの固有種や希少種が生息・生育する生物多様性に富んだ豊かな自然環境を次世代に継承するため、自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用を目指しています。

(7) 産業・就業構造の変化

日本の社会経済は、東アジアを中心とした新興国の技術革新や労働生産性の向上による国際競争力の低下及び人口減少、少子高齢化に伴う労働力人口の減少などを背景に潜在成長率の低下が見込まれており、なお厳しい状況にあるといえます。特に、我が国経済全体の生産性の足かせとなっている、地方に多いサービス業の生産性の低迷は、地方創生はもとより、我が国経済全体の生産性及び賃金水準の低迷を引き起こしている深刻な課題です。

^{※1} コンパクト・プラス・ネットワーク:人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要とした考え方。

^{※2} 温室効果ガス:赤外線を吸収する能力をもつ気体のこと。温室効果ガスの主なものとしては、二酸化炭素(CO_2)、メタン、亜酸化窒素、対流圏の オゾン、フロンなどがある。

さらに、新型コロナウイルス感染症が拡大したことに伴い、観光業などの地方経済を支える産業への打撃や、地域コミュニティの弱体化等、地方の経済・社会は大きな影響を受けました。

沖縄県においても、新型コロナウイルス感染症拡大により、社会経済が著しく停滞しました。特に入域観光客数は過去最大の落ち込みとなり、個人消費や雇用情勢も悪化しました。現在は、入域観光客数をコロナ前の水準に回復することを目指す取組を進めており、令和5年(暦年)の入域観光客数は823万5,100人と、これまで最多を記録した令和元年に対して81.0%の水準まで回復し、過去5番目となりました。

他方感染症の影響により、デジタル・オンラインの活用が進み、時間と場所にとらわれない働き方が可能になるとともに、テレワーク*1やワーケーションが普及したことで、多地域居住・多地域就労が現実のものになりました。

また、ICTの進化やネットワーク化により、経済や社会の在り方、産業構造が急速に変化する大変革期、新しい時代(Society5.0)が到来する中、ICTを最大限に活用し、第4次産業革命というべき変化を先導していく取組等が進められています。地方でも、官民の様々な主体により、デジタル技術の活用が多方面で進み、他地域の見本となる優れた取組が生じる等、Society5.0の実現に向けた取組が進められており、デジタル技術はその実証の段階から実装の段階へと着実に移行しています。

(8) 地方分権と協働による健全な行財政運営

平成12年に地方分権一括法*2が施行され、本格的な地方分権の時代に入り、国と地方自治体はこれまでの上下・主従から対等・協力の関係に改められました。平成18年に地方分権改革推進法が成立、平成22年には地域主権戦略大綱*3が閣議決定され、国と地方自治体のあり方は変化しています。

地方自治体においても、新型コロナウイルス対応の際に地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなったことから、こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のDXが求められています。

また、令和22年頃にかけて顕在化する人口構造等の変化やリスクに的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、地方公共団体間の多様な広域連携を推進する必要があります。そのためには地方公共団体が、定住自立圏・連携中枢都市圏や、相互補完的・双務的な役割分担に基づく連携など、地域の実情に応じた広域連携を検討していくことが考えられます。地方の魅力を高める上で、温かみのある良質な地域コミュニティづくりは、重要な要素です。

^{※2} 地方分権一括法:平成11年7月に成立し、平成12年4月から施行されている。全部で475本の関連法案からなる。コンセプトは、地方分権。もっと地方の力を強くしよう、というねらいから設けられた。この目的から、地方の自主裁量を高め、逆に国の管理を少なくする。

^{※3} 地域主権戦略大綱:地域主権改革を推進していくため、「地域主権戦略大綱」を平成22年6月22日の閣議において決定。第1から第10までの10項目で構成されている。

人□減少や高齢化等により地域の担い手が不足することに伴い、地域コミュニティの活力が失われ、地域の経済・社会のバックアップ機能が失われつつあります。

そこで、多様な組織や主体がデジタル技術も活用して効果的に連携し、地域コミュニティの補 完的な取組を進め、安心して暮らせる地域をつくることが求められています。近年、デジタルの 力を活用して地域の共助の取組など目に見えない価値を拾い上げ、キャッシュレスのデジタル地 域通貨として流通させることにより、地域コミュニティの活性化に取り組む地域も現れています。

(9) 基地問題等

日米両政府は平成25年に「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に合意しています。これは沖縄県内で人口の多い嘉手納基地から南にある米軍施設・区域を再編統合した上で、駐留軍用地を順次日本に返還する計画で、それぞれの返還時期を明示しています。

沖縄県の中南部都市圏の米軍基地が所在する9市町村には、市街地を分断する形で約6,593ha もの米軍基地が存在しており、その割合は当該市町村面積の約22.5%にもなります。総合的な交通ネットワークの構築や計画的なまちづくり、産業用地の確保など地域の振興開発を図る上で大きな制約となっています。さらに、航空機などによる騒音や演習に伴う事故の発生、後を絶たない米軍人などによる刑事事件や、地位協定上の不公平からくる不利益、油類の流出など、他地域と比べても偏在的・不公平な様相を呈しており、県民に多大な影響を与えています。返還にあたっては多くの課題が想定される中、一日も早い基地問題の解決が求められています。

沖縄県は、引き続き米軍基地の更なる整理・縮小に向けた取組を進め、地域社会への多大な影響や住民の過重な負担を軽減し、県民生活の安全・安心を確保することを目指しています。日米地位協定の見直しは、沖縄という一地域だけの問題ではなく、我が国の外交・安全保障や国民の人権、環境保護に関する国民的な問題であるという考えのもと、全国知事会などの全国的な団体とも連携し、あらゆる機会を通じ日米両政府に日米地位協定の見直しを粘り強く求めていきたいとしています。また、航空機騒音の軽減や深刻な環境被害の未然防止等のため、米軍にも日本の国内法を適用させることなどを国に対して求めています。

加えて、日本では戦後生まれの人口が9割に迫り、戦争の実体験を語ることのできる人が減っていく中で、教育機関における平和教育をはじめとした平和啓発への取組が一層求められています。

2 SDGsの推進

持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)とは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS



持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たっては、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができます。

近年、日本では多くの地方自治体が、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を行う上でSDGsを取り入れています。沖縄県も積極的にSDGsを推進しており、令和4年度には「おきなわSDGsアクションプラン」の策定や、SDGsに関連する活動に取り組んでいる企業・団体・自治体・個人等の「情報共有」及び「交流・連携」を図る場である「おきなわSDGsプラットフォーム」の創設等を行っています。

これらの動向を踏まえて、本町においても「第5次嘉手納町総合計画後期基本計画」の各施策に、 SDGsの目指す17のゴールを関連付けることで「総合計画」、「地方創生」、「SDGs」を一体的に推進していきます。

3 まちづくりに対するニーズ

「第5次嘉手納町総合計画後期基本計画」の策定に向け、町民の二一ズを踏まえ、町が目指すべき施策の方向性を点検し、重点化すべき施策をとりまとめるために、町民を対象にアンケート調査を実施しました。

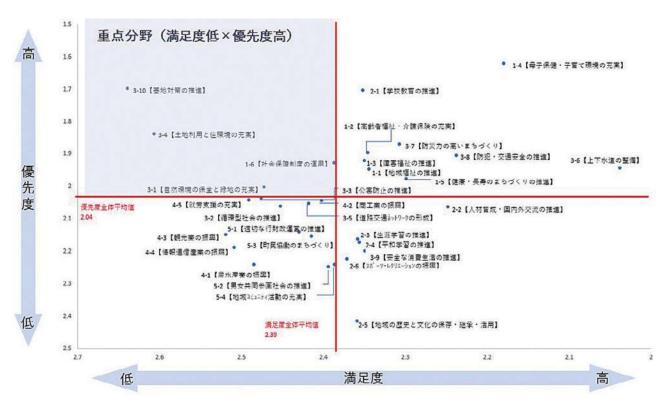
対象者	嘉手納町民の中から無作為抽出された 2,825 名
回答数	655件
回答期間	令和4年9月13日(火)~9月30日(金)*1
	・基本的なことがらについて(性別、年齢、居住地域、家族構成、職業、勤務地・就学地等)
	・買い物地、住みやすさについて(日常買い物地、町内買い物地、町の住みやすさ、住みや すい理由、住みにくい理由等)
設問	・嘉手納町への居住継続意向について(居住継続意向、今後の居住予定、居住予定について の課題)
	・基地返還について(基地返還意向、基地返還後の利用方式、基地返還後の土地利用内容)
	・コミュニティ活動、まちづくり、町政情報について(現在実施している地域活動、今後の まちづくり、町政情報の入手先等)
	・基本施策ごとの満足度、優先度等

^{**1} ただし、遅れて回答のあった調査票についても全て集計対象とした。

〈基本施策の満足度と優先度〉

アンケートにて「第5次嘉手納町総合計画前期基本計画」の計31個の基本施策ごとの、満足度、 優先度を調査しました。

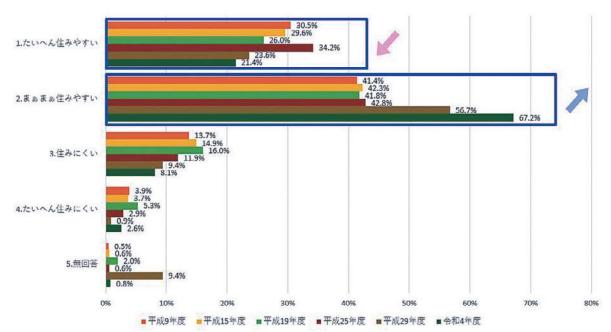
優先度は高いが満足度が低い結果となった政策は「3-10 基地対策の推進」、「3-4 土地利用と 住環境の充実」、「3-1 自然環境の保全と緑地の充実」、「1-6 社会保障制度の運用」の4つでした。 優先度が高く満足度が低い領域を、本町の重点分野に位置付けます。



図表2 ポートフォリオ分析結果

〈住みよさと定住意向の経年比較結果〉

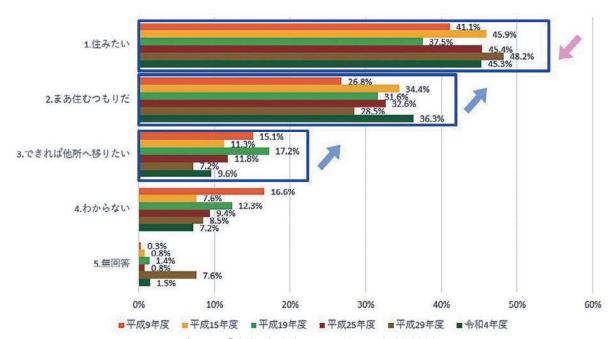
「嘉手納町は住みやすい地域だと思うか」という質問に対して「たいへん住みやすい」と回答した町民が平成25年から減少している一方で「まぁまぁ住みやすい」と回答した町民は平成25年から増加している。住みやすさについては、総じて「住みやすい」という回答が多い結果となっている。



図表3 「住みよさ」に関する経年比較結果

「嘉手納町に今後住み続けたいか」という質問について、平成29年から「まあ住むつもりだ」と 回答した町民が増加した一方で「住みたい」と回答した町民が減少している。

「できれば他所へ移りたい」と回答した住民は、平成19年から平成29年まで継続して減少していたものの、令和4年度においては増加している。



図表4 「定住意向」に関する経年比較結果

〈若年層(20歳未満-20歳代)の特徴〉

「嘉手納町は住みやすい地域だと思うか」という質問について、20歳未満は、他年代と比較して「住みにくい」の割合が高く、若年層において町の環境への不満が大きい結果となっている。「嘉手納町が住みにくい地域だと思う理由は何か」という質問について、20歳未満-20歳代は、全ての年代の傾向と同様に「公共交通の充実」「日常生活の利便性」への満足度が低い。

3.1 住みやすさ

	たいへん住みやすい		住みにくい	たいへん住みにくい	回答者数
20歳未満	0.0%	66.7%	25.0%	8.3%	24
20歳代	23.6%	65.2%	7.9%	3.4%	89
30歳代	18.5%	72.3%		3.4%	119
40歳代	23.5%	66.2%		1.5%	136
50歳代	23.6%	69.3%		0.8%	127
60歳代	14.3%	72.9%		4.3%	70
70歳代	30.1%			2.4%	83

3.3 住みにくさの理由

	京観な	遊具が 整って	通が充 実して	ていな	開報理 信網が 整って	め火1年 制が 軟・マ	区原版 関が 整って	^{価化} サービ スが をって いない	て・教 育環境	文化・ スポ環境 が整い い	文化貝 源が充 宝して	^{産用環} 境が充 実して	商業施設が 充実してお らず買い物 などの日常 生活が不便	地域の 連帯感 が乏し		緑地が 少ない	その他	回答者 数
20歳未満	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	12.5%	0.0%	0.0%	8
20歳代	20.0%	0.0%	70.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.0%	0.0%	10.0%	10.0%	0.0%	10
30歳代	27.3%	54.5%	27.3%	9.1%	9.1%	0.0%	45.5%	9.1%	36.4%	18.2%	9.1%	18.2%	63.6%	18.2%	0.0%	0.0%	18.2%	11
40歳代	14.3%	28.6%	50.0%	21.4%	7.1%	0.0%	35.7%	21.4%	35.7%	0.0%	14.3%	28.6%	50.0%	14.3%	28.6%	0.0%	0.0%	14
50歳代	33.3%	22.2%	33.3%	11.1%	0.0%	0.0%	33.3%	11.1%	11.1%	11.1%	0.0%	22.2%	88.9%	11.1%	22.2%	11.1%	11.1%	9
60歳代	11.1%	0.0%	44.4%	22.2%	11.1%	0.0%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	44.4%	55.6%	22.2%	11.1%	22.2%	22.2%	9
70歳代	44.4%	33.3%	33.3%	66.7%	22.2%	33.3%	44.4%	22.2%	22.2%	22.2%	11.1%	55.6%	77.8%	11.1%	22.2%	22.2%	22.2%	9

図表5 若年層のクロス分析結果

〈子育て世代(30-40歳代)の特徴〉

「嘉手納町が住みやすい地域だと思う理由は何か」という質問について、30-40歳代は、全ての年代の傾向と同様に「子育て・教育環境が整っている」「住み慣れて愛着がある」の割合が高い。「基地返還が実現した後、その土地をどのように利用するのがよいと思うか」という質問について、30-40歳代は、他の選択肢と比較して「公園・緑の広場」の割合が最も高い。

3.2 住みやすさの理由

		遊具が		道路網 が整っ ている	旧報理 信網が 軟	別火作 生ロが	医療機 関が 敕って	サービ スが 整って	て・教 育環境 が整っ	ツ環境 が整っ	歴史・ 資 源 が え い る	雇用環 境が充 実して いる	わり貝い物な	地域の	住み慣 れて愛 着があ る	緑地が多い	その他	回答者 数
20歳未満	6.3%	18.8%	31.3%	18.8%	0.0%	12.5%	0.0%	25.0%	18.8%	25.0%	6.3%	12.5%	12.5%	6.3%	43.8%	12.5%	6.3%	16
20歳代	25.3%	3.8%	8.9%	16.5%	10.1%	19.0%	6.3%	11.4%	27.8%	12.7%	8.9%	11.4%	22.8%	22.8%	44.3%	11.4%	1.3%	79
30歳代	9.3%	2.8%	2.8%	14.8%	2.8%	7.4%	0.9%	13.0%	40.7%	4.6%	1.9%	7.4%	22.2%	11.1%	49.1%	7.4%	3.7%	108
40歳代	18.9%	4.1%	8.2%	19.7%	4.1%	12.3%	6.6%	13.9%	50.8%	9.0%	4.1%	4.1%	17.2%	15.6%	53.3%	9.0%	8.2%	122
50歳代	18.6%	2.5%	13.6%	23.7%	8.5%	24.6%	9.3%	25.4%	42.4%	22.0%	6.8%	4.2%	19.5%	21.2%	69.5%	10.2%	5.9%	118
60歳代	13.1%	3.3%	14.8%	23.0%	6.6%	24.6%	13.1%	26.2%	31.1%	18.0%	9.8%	0.0%	27.9%	21.3%	67.2%	8.2%	8.2%	61
70歳代	25.7%	6.8%	33.8%	35.1%	25.7%	32.4%	18.9%	39.2%	25.7%	24.3%	10.8%	1.4%	44.6%	24.3%	73.0%	6.8%	1.4%	74

5.3 基地返還後の土地利用内容について

	公園· 広場		教育・文 化施設	社会福祉 施設	体育施設	公立病院	住宅団地	工業団地	ショッピ ング街	農用地	民間空港 施設	観光レ ジャー・ レクリ エーショ ン施設	その他	回答者数
20歳未満		37.5%	16.7%	8.3%	37.5%	29.2%	29.2%	16.7%	75.0%	8.3%	16.7%	62.5%	8.3%	24
20歳代		38.6%	23.9%	13.6%	19.3%	25.0%	29.5%	11.4%	63.6%	14.8%	10.2%	52.3%	4.5%	88
30歳代		59.3%	28.0%	22.0%	16.1%	32.2%	36.4%	5.9%	49.2%	5.9%	6.8%	40.7%	7.6%	118
40歳代		59.3%	34.8%	27.4%	14.1%	36.3%	34.8%	10.4%	45.9%	11.9%	11.9%	44.4%	8.9%	135
50歳代		55.6%	31.5%	34.7%	28.2%	48.4%	41.1%	8.1%	58.1%	10.5%	14.5%	40.3%	4.8%	124
60歳代		58.0%	37.7%	39.1%	17.4%	55.1%	53.6%	8.7%	43.5%	15.9%	11.6%	33.3%	1.4%	69
70歳代		38.6%	36.1%	36.1%	13.3%	49.4%	33.7%	4.8%	44.6%	10.8%	14.5%	27.7%	4.8%	83

図表6 子育て世代のクロス分析結果

〈高齢層(60-70歳代)の特徴〉

「あなたは町政情報をどこから入手しているか」という質問について、若年層は「町のホームページ」「LINEなどのSNS」の割合が高いのに対し、60-70歳代は「町の広報紙」の割合が高い。

「行政手続きの電子申請サービスを使わなかった理由は何か」という質問について、60-70歳代は「手続きが正確にできているか不安だから」「必要な機器を持っていなかったから」の割合が他年代と比較して高く、デジタルデバイド(情報格差)への対応が必要と考えられる。

8.1 町政情報の入手場所について

		町のホームページ			テレビのデータ 放送や新聞、ラ ジオ	ンや電光掲示板	回答者数
20歳未満	26.1%		73.9%	17.4%	8.7%	8.7%	23
20歳代	53.9%	44.9%	68.5%	19.1%	11.2%	9.0%	89
30歳代	75.9%	55.2%	66.4%	16.4%	17.2%	10.3%	116
40歳代	82.2%	35.6%	54.1%	17.0%	9.6%	10.4%	135
50歳代	90.5%	35.7%	46.8%	19.8%	7.9%	7.1%	126
60歳代	92.8%	31.9%	34.8%	15.9%	13.0%	8.7%	69
70歳代	96.4%	23.8%	15.5%	32.1%	26.2%	6.0%	84

10.4 電子申請を使わない理由

	- 10 /1- 1/0 -		電子申請の方 法が煩雑で使 いづらいと感 じたから	にできている	持っていな	セキュリティ が不安だった から	その他	回答者数
20歳未満	4.2%	87.5%	8.3%	0.0%	4.2%	8.3%	0.0%	24
20歳代	24.7%	61.6%	12.3%	10.170	7.170	0.070	4.1%	73
30歳代	24.2%		22.0%					
40歳代	23.8%	55.2%	13.3%	26.7%	10.270	11.1/0	7.6%	105
50歳代	10.4%	44.8%	25.0%			25.0%		
60歳代	7.0%	42.1%	28.1%	36.8%	22.8%	14.0%	8.8%	57
70歳代	8.0%	34.7%	30.7%	22.7%	48.0%	18.7%	5.3%	75

図表7 高齢層のクロス分析結果

〈その他の主要な特徴〉

〇コミュニティ活動

現在のコミュニティ活動について、男女別·年代別すべてで「特になし」の割合が突出して高く、コミュニティづくりが課題となっている。

一方で「自治会活動」「スポーツ」については、一定の数の活動者がいると見られる。

	自治会 活動	ナとも 今会出	老人ク ラブ活 動		青年会 活動		文化活 動	趣味等 の同好 会	連のボ ラン ティア	清掃な どのボ ラン ティア 活動		同業者 組合		NPO活 動	特にな し		回答者 数
男性	14.3%	4.5%	1.0%	0.0%	1.7%	9.8%	2.1%	5.6%	1.4%	4.2%	6.6%	1.0%	5.2%	0.7%	61.7%	1.7%	287
女性	5.5%	6.6%	2.3%	2.9%	0.9%	4.3%	2.0%	4.6%	2.6%	2.9%	1.4%	0.3%	1.4%	0.3%	74.6%	0.9%	347
無回答	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	55.6%	0.0%	9
20歳未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	91.7%	0.0%	24
20歳代	7.9%	1.1%	0.0%	0.0%	3.4%	4.5%	2.2%	1.1%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	2.2%	1.1%	78.7%	1.1%	89
30歳代	5.1%	6.0%	0.0%	0.9%	2.6%	10.3%	0.0%	1.7%	0.0%	0.9%	0.9%	1.7%	5.1%	0.0%	72.6%	1.7%	117
40歳代	11.9%	17.2%	0.0%	0.7%	0.7%	7.5%	1.5%	3.7%	0.7%	3.7%	3.7%	0.7%	3.0%	0.7%	61.2%	1.5%	134
50歳代	9.6%	3.2%	0.0%	1.6%	0.8%	7.2%	2.4%	4.0%	0.0%	7.2%	5.6%	0.8%	5.6%	0.8%	67.2%	1.6%	125
60歳代	5.8%	1.4%	1.4%	2.9%	0.0%	5.8%	4.3%	8.7%	2.9%	2.9%	7.2%	0.0%	1.4%	0.0%	76.8%	0.0%	69
70歳代	19.0%	0.0%	11.9%	4.8%	0.0%	2.4%	3.6%	16.7%	11.9%	3.6%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	52.4%	1.2%	84
東区	7.0%	6.3%	3.5%	2.1%	1.4%	5.6%	2.8%	3.5%	1.4%	9.1%	5.6%	0.0%	2.8%	0.0%	67.1%	0.7%	143
中央区	7.9%	3.4%	1.1%	1.1%	0.0%	10.1%	2.2%	3.4%	1.1%	2.2%	4.5%	1.1%	2.2%	1.1%	68.5%	1.1%	
北区	17.6%	3.3%	1.1%	1.1%	2.2%	5.5%	2.2%	4.4%	3.3%	5.5%	2.2%	0.0%	2.2%	0.0%	63.7%	1.1%	91
南区	15.1%	5.5%	1.4%	0.0%	0.0%	6.8%	2.7%	5.5%	2.7%	2.7%	4.1%	1.4%	4.1%	1.4%	69.9%	1.4%	73
西区	6.8%	10.2%	1.1%	1.1%	3.4%	8.0%	1.1%	8.0%	2.3%	1.1%	3.4%	1.1%	2.3%	1.1%	69.3%	0.0%	88
西浜区	7.0%	5.1%	1.3%	2.5%	0.6%	5.7%	1.3%	6.4%	1.9%	0.6%	2.5%	0.6%	4.5%	0.0%	71.3%	2.5%	157

図表8 コミュニティ活動のクロス分析結果

○電子申請

電子申請の利用状況について、男女別・年代別すべてで「いいえ」の割合が突出して高く、電子申請の普及が今後の課題となっている。また、電子申請を使わない理由については、男女別・年代別すべてで「電子申請できること自体を知らなかったから」の割合が突出して高く、電子申請の町民への周知が今後の課題となっている。

10.3 電子申請の利用状況

	はい	いいえ	回答者数
男性	20.2%	79.8%	282
女性	15.5%	84.5%	
無回答	12.5%	87.5%	8
20歳未満	0.0%	100.0%	24
20歳代	17.0%	83.0%	88
30歳代	22.2%	77.8%	117
40歳代	22.2%	77.8%	135
50歳代	22.6%	77.4%	124
60歳代	12.3%	87.7%	65
70歳代	5.1%	94.9%	79

10.4 電子申請を使わない理由

	る行政手続き が限られてい	ること自体を 知らなかった	法が煩雑で使	手続きが正確 にできている か不安だから	持っていな	セキュリティ が不安だった から	その他	回答者数
男性	13.3%	56.0%	21.3%	21.3%	22.7%	14.7%	4.0%	225
女性	18.6%	46.2%	20.3%	26.6%	16.9%	17.2%	5.2%	290
無回答	28.6%	28.6%	28.6%	71.4%	14.3%	71.4%	0.0%	7
20歳未満	4.2%	87.5%	8.3%	0.0%	4.2%	8.3%	0.0%	24
20歳代	24.7%	61.6%	12.3%	15.1%	4.1%	6.8%	4.1%	73
30歳代	24.2%	49.5%	22.0%	24.2%	14.3%	17.6%	2.2%	91
40歳代	23.8%	55.2%	13.3%	26.7%	16.2%	17.1%	7.6%	105
50歳代	10.4%	44.8%	25.0%	31.3%	17.7%	25.0%	2.1%	96
60歳代	7.0%	42.1%	28.1%	36.8%	22.8%	14.0%	8.8%	57
70歳代	8.0%	34.7%	30.7%	22.7%	48.0%	18.7%	5.3%	75

図表9 電子申請に関するクロス分析結果

4 嘉手納町の現状と課題

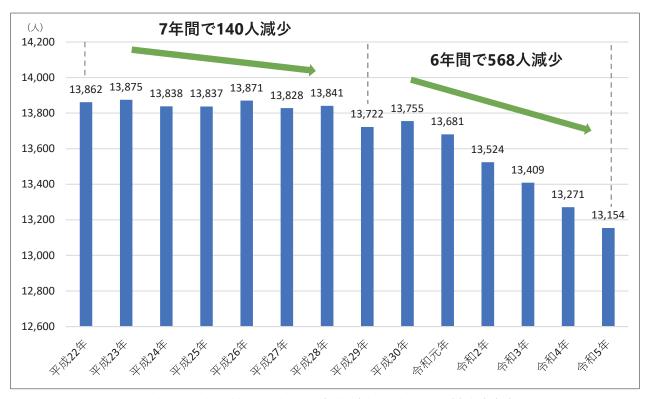
(1)人口動向

【現状】

令和5年1月における本町の人口は13,154人となっており、平成22年1月からの13年間で708人減少しています。また、毎年の減少数に注目すると、平成29年1月からの6年間には708人のうち568人が減少しており、減少幅が徐々に大きくなってきていることが分かり、このままでは急速に人口減少が進むことが予想されます。

【課題】

人口減少の対策に向けて抜本的な取組を実施する必要があります。



図表10 嘉手納町の人口の推移(嘉手納町住民基本台帳)

(2) 少子高齢化・人口減少社会の進展

【現状】

令和5年1月における本町の人口は、平成29年1月時点の人口と比較すると568人減少しています。また令和5年1月時点における本町の年齢構造を3区分別年齢人口でみると、年少人口の比率は16.8%、生産年齢人口は58.0%、老年人口は25.2%となっており、老年人口が年少人口を上回っています。

更に平成10年1月時点の人口と比較すると、年少人口は2.9%、生産年齢人口は7.5%減少し、 逆に老年人口が10.4%増加したことで、年少人口と老年人口の割合が逆転しています。

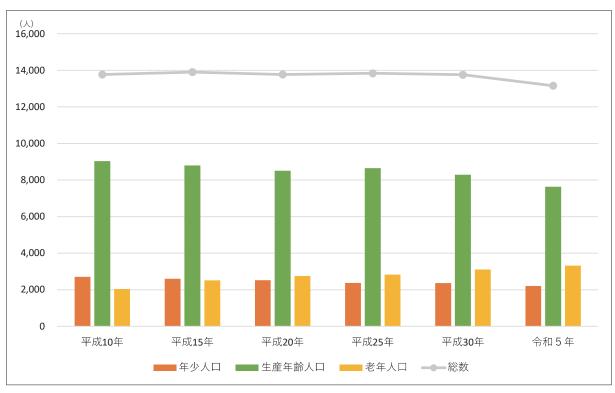
また、平成29年から令和3年までの合計特殊出生率は、平成25年から平成29年までの合計特殊出生率と比較して0.16ポイント減少しており、今後も引き続き人口減少することが懸念されます。

また、人□統計による将来の人□推計によると、年少人□及び生産年齢人□は減少し、老年人□の増加が予想され、引き続き少子高齢化が進行するものと考えられます。

本町においても、デジタルの力を活用して「仕事」や「人の流れ」をつくり、更に結婚や出産、 子育ての希望もかなえられる魅力あるまちづくりに取り組むため「嘉手納町人口ビジョン」及び「嘉 手納町デジタル田園都市構想総合戦略」を策定しています。

【課題】

今後さらに少子高齢化の進行が予測されることから、若い世代の定住化に向けて安定した雇用 の創出や住みよいまちの創出、結婚、出産、子育て環境の充実を図り、誰もが安全・安心に暮ら せるまちづくりに取り組む必要があります。



図表11 嘉手納町の総人口・年齢別3区分人口の推移(嘉手納町住民基本台帳)

(3) 健康・福祉・子育て環境の充実

【現状】

本町の人口構成においても、老年人口は増加傾向で推移しており、同様に要介護・要支援認定者数も増加傾向にあります。加えて、世帯数の増加に伴い独居老人世帯が増加している傾向にあります。そのため本町では平成27年3月に「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的にした「第1次嘉手納町地域福祉推進計画」を策定し、令和2年度から第2次計画がスタートしており「人をつなぎ 支え合い 安心のまち かでな」を基本理念に地域福祉の推進に取り組んでいます。また、障害者については、自立し共生できる社会を目指して、生涯のライフステージ*1全般にわたる一貫した支援体制の構築に取り組んでいます。

そのほか、福祉事業所・教育・医療等の各関係機関とも連携を密にし、地域福祉の推進を行っています。また、地域包括ケアシステム構築のために導入された生活支援体制整備事業、在宅医療・介護 連携推進事業、認知症総合支援事業への取組を推進しています。

特定健診、特定保健指導を引き続き重点的に取り組み、町民の健康意識向上を図るとともに、 生活習慣病の早期発見のため、集団健診へ足を運んでいただくよう様々な施策を行い、受診率向 上を目指しています。さらに、医療費分析により本町の課題を把握し、町民の健康保持と医療費 の適下化を図っています。

母子保健については、各種健診やその他の母子保健事業の充実を目指し、健やかな子の育ちを 支援し、安心して子育てできる環境整備に努めています。

保育においては「第2期嘉手納町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、施設整備による待機児童の解消や保育士の資質向上による保育内容の充実に取り組んでいます。

本町における子どもの貧困対策として、子どもたちの実態を把握し、「沖縄県子どもの貧困対策計画(第2期)」に沿って、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるようライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築に取り組んでいます。

【課題】

町民二一ズの把握に努め、関係機関との連携を強化し、保健、医療、福祉、介護サービスの充実を図り、すべてのひとが心身ともに健やかに生きがいを持ちながら、安心して住み続けられる生活環境を確保する必要があります。

また、子どもを安心して産み育てられるよう、引き続き待機児童問題解消への取組の検討やサービスの充実を図るとともに、地域コミュニティを活用しながら、共に支え合う環境づくりを進めていく必要があります。

^{※1} ライフステージ:人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階のこと。

(4)教育・文化の振興

【現状】

本町内には町立の小学校が2校、中学校が1校あり、近年の児童生徒数は横ばいで推移しています。

本町では、教育大綱に「嘉手納を愛し、心豊かで力強く生き抜く子、学び続ける町民を育む」 を教育目標として掲げ、進取の気性と国際性に富み、社会に貢献できる活力ある人材育成と生涯 学習の振興に取り組んでいます。

学校教育においては、確かな学力を身につけ、豊かな心を持ち、自ら目的意識や学ぶ意欲に満ちた自主性、社会性のある幼児・児童・生徒を育てるため、学校をはじめ保護者や地域社会と連携を図りながら教育活動を推進しています。

また教育施設などの改築や耐震化を進めるとともに、小中学校では、学びのセーフティネットの構築*1に向けて、教育環境の整備や経済面の支援及び学力向上のため学習支援員やスクールカウンセラーの配置、特別な支援を要する児童に対し特別支援教育支援員を配置するなど、きめ細やかな指導のもと、教育環境の向上に努めています。

加えて、グローバルな人材育成の一環として嘉手納外語塾を開講し、実践英語や海外短期留学、 基地内インターンシップ、ビジネスマナー等の計画的な教育カリキュラムを構築し、多くの資格 取得をはじめ国内外大学への進学や県内外へ就職しており、多くの人材を輩出しています。

社会教育の充実を図るために、各種スポーツ大会やスポーツ教室、国内外への交流派遣事業の実施及び各種講座を開催しています。

文化面では、文化協会による文化祭の開催や、サークルなどによる三線、琴、茶道のほか、各 自治会におけるエイサー活動など文化活動の推進をしています。また著名人を招いた公演会やコ ンサートを行うなど、様々な分野において芸術文化に親しむ機会を創出しています。

平和教育についても、戦争の悲惨さを忘れることなく、次世代へ継承していくよう、その大切 さに触れる機会づくりなどの取組を行っています。

【課題】

令和5年までの全国学力・学習状況調査では、小学生において、全国平均・県平均より国語・ 算数は共に近年は上回っています。一方で、中学生においては国語・算数において全国平均・沖 縄県平均より低い結果となっているため、今後もさらなる学力向上に向けた取組が必要です。

地域内の教育力向上を目指し、町の教育目標を共有し、地域社会や家庭と連携を図るコミュニ ティ・スクール*2などの推進を強化する必要があります。

^{※1} 学びのセーフティネットの構築:意欲と能力のある者が高等教育に進学し、安心して学習できる環境を整備する。その際、経済状況にかかわらず、学生の就学機会を確保するため、進学希望者にとって予見可能性を持てる経済的支援を整備する。また、生涯を通じて、高等教育機関で学べる環境づくりを進める。

^{※2} コミュニティ・スクール:学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第47条の6))に基づいた仕組み。

また、伝統芸能や地域文化などの継承者不足など様々な問題があり、地域の歴史と文化を学べる環境づくりを推進する必要があります。

(5) 安全・安心な住環境の構築

【現状】

東日本大震災を契機とした防災への関心向上を踏まえ、本町においても「嘉手納町地域防災計画」の見直しを行い、社会構造の変化に対応しつつ、地震・津波や風水害、基地災害等から住民の生命及び財産を守るため、迅速かつ円滑な防災応急対策などを策定しています。

また、大規模災害時における災害応急対策活動の場となる防災拠点の整備やICTの利活用などを 図ることで、災害に強いまちづくりに取り組むとともに自主防災組織*1の育成及び要配慮者*2の 情報提供に関する取組を進めています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の流行に伴って減少していた観光客の回復に伴い、国内外の観光客の安全確保のために、防災関連情報の多言語化の取組も進めています。

さらに、自助・共助・公助の実現に向けて、地域コミュニティの活性化に取り組むとともに、学校、 警察、ボランティア団体等との協力のもと交通安全・防犯対策の充実など、誰もが住み慣れた地 域で安全・安心に生活できる環境の構築を推進しています。

【課題】

避難場所などの周知、災害発生時における危機管理体制の充実、地域で生活している避難行動要支援者*3の支援体制を構築する必要があります。

コミュニティが希薄化する中、ひとり親家庭や独居老人等の様々な支援を必要とする世帯が増加しており、困難を抱えた人を地域で孤立させないために、自治会を中心に各種交流事業に取り組み、誰もが安心して共に暮らせるまちを構築する必要があります。

(6) 誰もが住みやすい都市形成及び環境問題への取組

【現状】

本町の面積は、15.12kmであり、その82.0%にのぼる膨大な面積が米軍基地となっており、狭 隘な土地の中で、快適な生活環境の整備に向けて、密集市街地などの課題解決に向けた居住地区 の整理や商業施設の活性化、上下水道、都市公園等のインフラ整備を行ってきました。

また、防衛局による買上げ用地*4を活用した町民農園の整備や町民二一ズを踏まえた、老朽化

^{※1} 自主防災組織:主に自治会等が母体となって、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。

^{※2} 要配慮者:必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、災害時要援護者ともいう。一般的に高齢者、障害者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。

^{※3} 避難行動要支援者:要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々。

^{※4} 防衛局による買上げ用地:法律に基づき、飛行場等周辺の一定の区域を対象に、建物等(建物、立木竹、その他土地に定着する物件)の移転又は除却の補償及び土地の買入れを行っている。移転補償等の対象となる区域は、自衛隊や米軍の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施のために生ずる音響による障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域で、第二種区域(第三種区域を含む。以下同じ。)という。移転補償等は、この第二種区域の外に移転を希望される方に対して、建物等の移転補償や土地の買入れを行うものとなる。

した公共施設などの長寿命化及び建替えにも着手しており、将来を展望したリニューアル整備も 計画・推進しています。

さらに、定住化に向けた取組として、各種補助金の交付や地域環境への配慮、公共施設などの 整備にも取り組んでいます。

一方で、都市化の進展に伴い、ごみ排出量の問題をはじめ、様々な環境問題が発生するようになりました。これらの状況を受け、町民意識の向上やごみの減量化、民間企業と連携したゴミの削減に取り組むとともに温室効果ガスの削減などを推進するため「嘉手納町温暖化防止実行計画」を策定し、取り組んでいます。

【課題】

生活環境向上のため、墓地が隣接している住環境や狭隘道路、接道要件を満たしていない建替 え困難な住宅や老朽化による危険家屋が存在する密集市街地問題の解消や防衛局による買上げ用 地のさらなる有効利用などを検討する必要があります。

また、交通という観点では、町民の移動手段として、公共交通のニーズは依然として高い一方で、 少子化や運転手不足の深刻化の影響により、民間の交通事業者が収益を確保できる形で、公共交 通を担うことが難しくなってきています。そのような中で、交通弱者*1が不自由なく移動ができ るよう、既存の公共交通だけでなく、新たな公共交通の検討を進める必要があります。

加えて、防災という観点では、自然災害や生活公害、基地公害等へのさらなる対応など町民が快適に住み続けられる住環境づくりを推進する必要があります。

他にも、複雑化・多様化・地球規模化する環境問題に対応するため、町民意識のさらなる向上 に取り組むとともに、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築に向けて、町民及び事 業所と連携しながら環境保全対策を推進する必要があります。

(7) 産業・就業構造の変化

【現状】

「令和2年国勢調査」によると、本町の15~64歳の生産年齢人口については、平成22年は増加に転じたものの、平成27年には再度減少しており、令和2年も引き続き減少しています。また、産業別就業者数の推移をみると第1次産業は21%減少、第2次産業は7%減少、第3次産業は5%減少となっており、すべての産業において就業者数が減少しています。「サービス業」や「卸売業・小売業」を中心とする第3次産業が、主要な産業となっています。

産業振興としては、中心商店街の活性化をはじめ、既存産業や新規産業の振興に向けた対応に取り組んでおり、商工会や商工業者と連携を図りながら、各種イベントの開催や商品券事業、販路拡大支援等を実施しています。ほかにも町として優良特産品推奨事業なども手掛けています。

^{※1} 交通弱者:自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障害者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人。とくに公共交通機関が整備されていないため、買い物など日常的な移動にも不自由を強いられている人をさす。また、交通事故の場合には、自動車(加害者、強者)に対して被害者となりやすい子供や高齢者などの歩行者をさす。

また農業、漁業等に対しても生産意欲向上及び増産を図るための各種支援を実施しています。 情報通信産業では、町民の情報リテラシー*1の向上、就職支援や資格取得支援のため各種講座を 実施しています。

観光業としては、観光需要の高まりもあり「道の駅かでな」をはじめ「比謝川自然体験センター」などの、観光資源の活用を図っています。同時に、町内各種団体が実施する音楽イベントへの支援など精力的に取り組んでいます。

【課題】

将来的な就業人口の減少が予想されている中、本町の産業振興及び就業人口の確保を図っていくためには、既存産業の振興を行っていくとともに、新規産業の誘致や創業者への支援の実施及び働く意欲のある町民に対して就労に関する支援を引き続き実施する必要があります。観光産業では、国内外の来訪者がより快適に観光を楽しめるように、インバウンド旅行客や教育旅行等の受入体制の更なる充実を図る必要があります。また、多くの観光資源や魅力ある特産品はありますが、情報発信力が脆弱なために効果的なPRができていない現状があります。また来訪している観光客が本町を回遊し滞在する時間の延伸を図るため各種イベントや魅力ある商品、観光地の創出、宿泊できる環境の検討をするなど将来を見据えた施策を積極的かつ戦略的に展開する必要があります。

(8) 地方分権と協働による健全な行財政運営

【現状】

少子高齢化の進展に伴う社会保障費などの増加や公共施設の老朽化などに伴う改築・維持補修費の増加などにより、多額の財政支出を必要としています。さらに自主財源の柱である町税収入についても、生産年齢人口の減少が予想されており大幅な増加は期待できないことから、今後は厳しい財政状況が続くことが予想されています。複雑化・多様化する町民ニーズに対応しながら、魅力あるまちづくりを進めるためには、ICTなどの利用による事務事業の効率化等による、持続可能な行財政運営が求められています。

今後は、近隣市町村との広域連携の検討をはじめ、国・県が創設する各種補助金制度や民間活力などを活用し、本町の実情に即した効果的な施策を展開する必要があります。

また、本町においては、地域コミュニティ活動の推進のため各種取組を進めています。

【課題】

今後は、人口減少や少子高齢化に伴う財政への影響や権限移譲に伴う行政事務の増大などが考えられるため、限られた財源と人材を活用した行政サービスの維持向上を図る必要があります。 地方自治体が自治体DXに取り組むことが求められている中で、オンライン手続きの推進は不可 欠であり、それに関連して、デジタルデバイドへの対応も求められています。町民の利便性向上 や業務効率化の観点からICTやAIなどを活用した自治体DXの取組も検討が必要です。

また地方分権改革が推進される中、多様化する町民二一ズに対応するためには、職員の政策形成能力とその実行能力が求められるとともに、町民や事業者がまちづくりに参画する機会を増やし、更なる協働のまちづくりを推進する必要があります。

(9) 基地問題等

【現状】

本町を取り巻く基地問題は、航空機騒音や排気ガスの悪臭を始め、第353特殊作戦航空団駐機場等拡張整備計画やパラシュート降下訓練、航空機墜落事故、米軍人による飲酒運転や交通事故などが挙げられ、戦後70年以上を迎えた今でも厳しい状況が続いており、町民への負担は依然大きいものがあります。

令和4年12月から開始されたF-15戦闘機の段階的な退役に伴い、F-35戦闘機やF-22戦闘機、F-16戦闘機等が暫定展開されて以降、これらの戦闘機訓練により、周辺地域住民への多大な騒音被害が続いています。更に令和元年には第353特殊作戦航空団駐機場の拡張整備計画を契機として住宅地に隣接したエリアである通称パパループにおいて航空機の使用が始まり、令和4年には同エリアにて防錆整備格納庫の移設計画が予定されるなど、航空機の離着陸、訓練による騒音は、地域住民に多大な影響を及ぼし深刻な問題となっています。

航空機騒音の軽減緩和策として、平成8年3月の日米合同委員会で「嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置」が合意され、更に平成22年5月の日米安全保障協議委員会共同発表に基づき、例年訓練移転が実施されていますが、その効果を実感するまでには至っていないのが実情となっています。

航空機の排気ガスによる悪臭問題についても、航空機騒音と並んで、大きな問題の一つであり、 大型機駐機場から発生する航空機のエンジン調整の際の排気ガスは、鼻・喉・目を刺激するよう な強烈な悪臭で耐え難いものがあり大きな基地被害となっています。このような中、大学機関の 協力を得て、本町は、嘉手納町住居地域に達する嘉手納基地由来の臭気物質について、発生源と 考えられる機種を同定するために、空軍大型機駐機場を取り囲む3地点において、臭気物質など の測定を実施しました。調査結果は、空軍大型機駐機場のE-3早期警戒管制機の駐機場付近に臭気 発生源があることを強く示唆するものとなりました。

また、南西地域周辺での情報収集、警戒監視及び偵察の強化を目的に、令和5年10月から無人 偵察機MQ-9の嘉手納飛行場への配備が無期限で開始されています。

こうした様々な問題については、航空機騒音自動監視システムの設置や測定局の増加、町民向けの苦情受付窓口を設置して、データを収集した上で、町独自にあるいは、議会、町民、嘉手納

飛行場に関する三市町連絡協議会(三連協)*1及び沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会(軍転協)*2と連携し、国や関係機関に対し問題の解決に向け要請行動などを行っています。

広大な米軍基地を抱える中、平和を希求する本町は、昭和62年3月に「非核平和町宣言」を行っており、悲惨な戦争の歴史的事実を風化させることなく後世に伝えるべく、生命の尊厳と平和の尊さを考える契機となる嘉手納町平和資料展を開催しています。

【課題】

広大な米軍嘉手納基地の所在に起因して発生する諸問題は、本町のまちづくりや町民の日常生活に大きな影響を及ぼしています。

このため、町勢のさらなる発展を図っていくためには、地権者の合意形成を図りつつ必要とする軍用地の返還などを求め、基地の整理・縮小に努めていく必要があります。

また、航空機騒音や排気ガスの悪臭問題など、様々な基地問題の解決に向けて、嘉手納基地の運用状況に関する資料収集機能の充実を図りながら取り組んでいく必要があります。

平和行政については、嘉手納町平和資料展を通して、戦争の悲惨さと平和の尊さを発信してきました。これからも沖縄戦の歴史的事実を風化させることがないよう平和行政の充実に努める必要があります。

^{※1} 三市町連絡協議会(三連協): 嘉手納飛行場に関する諸問題のうち、三市町の共通課題について共同で対処することを目的とする。沖縄市、北谷町及び嘉手納町で構成。

^{※2} 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会(軍転協): 県内に所在する米軍、自衛隊の使用地及び未利用のその跡地について、県、市町村間の連絡協調を密にし、その利・転用の促進を図るとともに米軍基地及び自衛隊基地から発生する諸問題について相互に協力してその解決を図ることにより、県民生活と福祉の向上に寄与することを目的とする。県及び27市町村で構成。